

内閣総理大臣 福田 赳 夫 殿

日本学術会議会長 越 智 勇 一

写 送 付 先：人事院総裁，総理府総務長官，北海道開発庁長官，
防衛庁長官，経済企画庁長官，科学技術庁長官，環境庁長官，警
察庁長官，法務，外務，大蔵，文部，厚生，農林，通商産業，運輸，
郵政，労働，建設および自治各大臣

婦人研究者の地位の改善について（要望）

標記について，日本学術会議第72回総会の議決に基づき，下記のとおり要望します。

記

科学研究者の地位の保障について国の基本政策を確立することは当面緊要の課題である。特に婦人研究者は，科学研究への参加の歴史が浅く，かつ，婦人の能力・特性あるいは固定的な役割分担に関する旧来の観念が今なお残存することもあるため，その数も科学者全体のうち極めて少数にとどまり，しかも著しく不利な地位に置かれている。

したがって，婦人研究者の地位を改善し，その能力が充分発揮されるような条件を整えることは，科学研究者の地位の保障の重要な一環であり学術の発展に積極的な意義を有する。

よって本会議は，差し当たり，婦人研究者の地位の改善について，政府が次の事項の実現を図るよう要望する。

- 1 国として婦人研究者に関する実態調査を実施すること。
- 2 国の政策として以下の事項を推進すること。
 - (1) 科学研究への婦人の職業的参加を奨励し，上級研究者を含めて婦人研究者の数を増加させる施策を確立するとともに，婦人研究者が能力を十分に発揮しうる条件の整備を図ること。
 - (2) 研究者の採用・昇進等の際，男女の機会均等を保障すること。
 - (3) 婦人研究者が，研究者としての任務に加え，母性としての責任を果たすために必要な社会保障上の措置を講ずること。

(別紙)

(説 明)

我が国における科学研究者の地位はいまなお十分でなく，その社会的責任にふさわしい地位を保障することが緊急の課題として求められている。本会議が第70回総会において，科学研究者の地位に関するユネスコ勧告の国内的実現の一環として，科学研究基本法の制定を政府に勧告したのも，かかる観点に基づくものである。

我が国の婦人研究者は，科学研究者全体のこのような現状に加え，歴史的・社会的に醸成された婦人の地位の低さによって二重に困難な立場に立たされている。

本会議は第10期において科学者の地位委員会に婦人研究者問題小委員会を付置し，2回にわたり婦人研究者の地位に関するシンポジウムを開催するとともに，総会，部会等においても審議を重ねてきたところであるが，科学研究者の地位の保障が国際的にも国内的にも緊急の課題となり，また今後10年を目標に国際婦人年国内行動計画が推進されようとしている現在，政府が前掲主文の

諸項目の実現について積極的な施策を講じられることを強く要望する。(この項については表1, 表2参照)

1. 婦人研究者の実態調査について

我が国の婦人研究者の実態については、部分的なものを除き、全体についてはいまだ十分な調査が行われていない。このことは審議検討をつうじて本会議の痛感するところであった。したがって、婦人研究者の実態をは握し、婦人研究者に関する施策の具体化に資するため、早急に国による調査を実施することが必要である。なお、調査に当たっては本会議の意見を徴されたい。

2. 科学研究の分野への婦人の職業的参加について

第二次世界大戦終了時まで、我が国では制度的に婦人に差別があり、また教育制度上婦人が大学教育を受ける機会が皆無に近かったこと等から、婦人研究者は例外的存在でしかなかったが、戦後日本国憲法及び教育基本法の制定により、法及び教育における男女平等が定められ、科学研究に婦人の進出する道が開かれた。

その結果、戦前に比べて婦人研究者の数は増大したが、戦後30年を経た現在でも科学研究者全体に占める婦人研究者の比率はわずか数パーセントにとどまり、かつ大学における教授・助教授、研究機関における研究部長・室長等上級研究者層になれば比率はさらに著しく減少する状況であって、一般に婦人研究者の地位は低い。

婦人の科学研究への参加の歴史がなお浅いとはいえ、こうした極端な不均衡は、人類の英知の所産である諸科学の調和ある発展にとっても、合理的かつ好ましいとはいえない。

したがって、研究管理業務にたずさわる上級研究者を含めて婦人研究者の数を増加させる施策を講じることが必要である。さらに学校教育及び社会教育をつうじて男女の役割分担に関する固定観念の除去に努めることが重要である。

なお、科学研究の分野への婦人の参加において我が国より古い歴史を持つ諸外国でも、近年あらためて法制上及び行政上の改善が図られつつある状況にかんがみ、これらの動向をも考慮することが望ましい。(この項については表3, 表4, 表5, 表8, 図1, 図2参照)

3. 研究者の採用・昇進等における男女の機会均等について

科学研究を志す者にとって、研究上の定職が得られるかどうかは決定的な問題である。しかし、男女の平等な取扱いが規定されている場合でさえ、男子に比べて婦人は不利な立場に立たされることが多い。そのため分野によっては、多数の婦人研究者が旺盛な研究意欲を持ちながら、オーバードクター、非常勤講師、在宅研究者等の形で長期にわたり劣悪な生活・研究条件のもとでの研究を継続する状態におかれている。

このことの根本的解決は科学研究体制の全面的な改善によるべきことはもちろんであるが、婦人の能力・特性に対する偏見や固定的な役割分担の観念のため不平等な取扱いが生じているとすれば、それは直ちに取除かれねばならず、採用時における男女の平等取扱いの原則はきびしく守らなければならない。

昇進についても同様に男女の平等取扱いの原則が適用されるべきであり、留学・研修等能力開発についても同等の措置が必要である。

上記のことに関して、差し当たり政府が昭和51年2月5日の事務次官会議申合せに基づき、国立研究機関における婦人研究者の採用、登用、能力開発等を積極的に推進されることを要望する。（この項については表6、表7、表9、表11参照）

4. 婦人研究者の母性保護上の措置について

婦人研究者は特に妊娠、出産、育児期に際して研究の継続に著しい困難を生じ、ある場合には意志に反して研究を断念する例も少なくない。

これは婦人の性本態上の特性に発するもので、勤労婦人に共通の問題であるとはいえ、婦人研究者が科学研究と母性の二つの責任を果たしつつ、その能力を十分に発揮しうるようにすることは可能であり、必要である。

そのため、大学・研究機関における保育所等育児施設の設置、拡充及び助成の充実、産休中における適切な措置の検討などを要望する。

また、母性保護は制度上労働基準法等によって定められているが、今後労働基準法等の見直しが行われる場合、婦人研究者に関しても考慮する必要があるので、本会議の意見を徴されたい。（この項については表12参照）